

○周南市農業委員会農地転用許可後の転用事業の進捗に関する要綱

令和4年3月23日農委要綱第1号

周南市農業委員会農地転用許可後の転用事業の進捗に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）の農地転用許可（農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第4条第1項又は法第5条第1項の許可をいう。以下同じ。）を受けた者（以下「転用事業者」という。）がその許可に付された条件に基づく転用事業（以下「転用事業」という。）の迅速かつ適切な進捗を図るため、法令、農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）の農地法関係事務に係る処理基準第6の2及び第7の1の規定、農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）の農地法関係事務処理要領の別紙1農地法に係る事務処理要領の第4の1（6）及び7（3）の規定その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(許可指令書の交付)

第2条 委員会は、農地転用許可のための申請について、委員会の総会（以下「総会」という。）において可決後、速やかに農地転用の許可指令書（法第4条第1項の許可にあつては別記様式第1号、法第5条第1項の許可にあつては別記様式第2号）を申請者に交付する。

2 委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、前項の許可指令書の写しを転用事業地の所在する地区を担当する委員会の委員及び農地利用最適化推進委員（以下「地区担当委員等」という。）に送付するものとする。

3 前項の許可指令書の写しの送付を受けた地区担当委員等は、適宜現地を確認するものとする。

(農地転用許可済標識の掲示等)

第3条 委員会は、農地転用許可済標識（別記様式第3号。以下「標識」という。）を転用事業者に貸与する。

2 転用事業者は、農地転用許可に係る工事（以下「工事」という。）を開始するときは、周囲から許可を得て転用していることが明確にわかるように、当該許可を

受けた土地（以下「転用事業地」という。）の公道に面した場所又は公衆の見やすい場所に、標識を設置し、当該許可のあった事業計画に従って転用が達成するまで掲示しなければならない。

- 3 地区担当委員等は、標識の設置を現地で適宜確認するものとする。
- 4 転用事業者は、工事が完了したとき又は転用事業を廃止したときは、遅滞なく標識を委員会に返却しなければならない。

（事業計画の変更の承認の申請）

第4条 転用事業者は、事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画変更承認申請書（別記様式第4号）を委員会に提出してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請による事業計画の変更は、次の各号に定める要件の全てを満たすものでなければならない。

- (1) 転用事業者に対して、法第51条第1項の規定による許可の取消しその他の処分が行われていないこと。

- (2) 転用事業が完了していないこと。

- 3 第1項の申請に当たっては、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 転用目的を変更する場合は、転用事業者の単独により当該申請を行うものとする。

- (2) 転用事業者に代わる者が転用事業を継承し転用目的を達成しようとする場合は、転用事業者及び承継事業者（転用事業者に代わって事業目的を達成しようとする者をいう。以下同じ。）の連署により当該申請を行い、同時に、承継事業者及び転用事業地の所有者の連署により法第5条第1項の許可の申請を行うものとする。

- (3) 転用目的を変えずに、事業計画の変更（建築物の配置変更、工事期間の延長等）を行う場合は、転用事業者の単独により当該申請を行うものとする。

- (4) 転用事業を行う区域の変更により新たに農地等を転用する場合は、当該申請と法第4条第1項又は法第5条第1項の許可の申請を同時に行うものとする。

- (5) 転用事業を行う区域の変更により農地等の一部を転用しないこととなった場合は、当該申請と法第4条第1項又は法第5条第1項の許可の一部の取消しの申請を同時に行うものとする。ただし、法第4条第1項又は法第5条第1項の許可

の一部の取消しの申請は、次条第2項各号に定める要件の全てを満たさなければ
行うことができない。

4 委員会は、第1項の承認を総会において決定し、事業計画変更の承認指令書（別
記様式第5号）を当該申請者に交付する。

5 事務局は、前項の承認が決定されたときは、事業計画変更承認申請書の写しを地
区担当委員等に送付するものとする。

（許可の取消しの申請）

第5条 転用事業者は、転用事業の全部又は一部を廃止したときは、許可取消申請書
（別記様式第6号）を委員会に提出して当該許可の取消しを受けなければならない
い。

2 前項の申請による許可の取消しは、次の各号に定める要件の全てを満たすもので
なければならない。

（1） 転用事業者に対して、法第51条第1項の規定による許可の取消しその他の
処分が行われていないこと。

（2） 転用事業の着手について、工事が行われておらず、かつ、今後も行われる見
込みがないこと。

（3） 法第5条第1項の規定による許可の場合は、取消しを受けようとする土地に
ついて、当該許可による権利の設定又は移転が行われていないこと。

3 第1項の許可取消申請書には、許可を受けた者全員が連署しなければならない。

4 委員会は、第1項の許可の取消しを総会において決定し、許可処分の取消指令書
（法第4条第1項の許可の取消しにあつては別記様式第6号の2、法第5条第1
項の許可の取消しにあつては別記様式第6号の3）を当該申請者に交付する。

5 事務局は、前項の許可の取消しが決定されたときは、許可取消申請書の写しを地
区担当委員等に送付するものとする。

（事業の進捗状況の報告）

第6条 転用事業者は、工事が完了するまでの間、当該許可の日から3か月後及びそ
の後1年ごとに転用事業の進捗状況を遅滞なく事業進捗状況報告書（別記様式第
7号）により委員会に報告しなければならない。

（事業の完了の報告）

第7条 転用事業者は、転用事業を完了したときは、遅滞なくその旨を事業完了報告

書（別記様式第7号）により委員会に報告しなければならない。

（事業の進捗状況等の確認）

第8条 事務局は、前2条の事業進捗状況報告書又は事業完了報告書（以下この条において「報告書」という。）の写しを地区担当委員等に送付し、現地確認を依頼する。

2 地区担当委員等は、報告書の写しにより転用事業の進捗状況又は事業完了を現地確認し、その結果を事業進捗状況等確認書（別記様式第8号）により事務局に報告するものとする。

3 地区担当委員等は、前項による現地確認のほか、第2条第3項の規定による現地確認により、適宜現地を確認し、その結果が次に掲げる場合は、事業進捗状況等確認書により事務局に報告するものとする。

（1） 第10条第1項各号に掲げる場合

（2） 転用事業が完了しているにもかかわらず、事務局より事業完了報告書の送付がない場合

（3） 許可のあった事業計画どおり転用事業が行われていない場合

（転用事業の進捗状況の把握）

第9条 委員会は、転用事業者が第6条に定める転用事業の進捗状況の報告を遅滞したときはその進捗状況の報告を、事業計画どおり転用事業に着手していないと認められるときはその理由の報告を、それぞれ文書により転用事業者に督促する。なお、督促後も事業進捗状況報告書を提出しない転用事業者については、その者から事情を聴取し、必要に応じて現地調査を行うこと等により、転用事業の進捗状況の把握に努めるものとする。

（事業実施の指導・勧告）

第10条 委員会は、次に掲げる場合には、速やかに事業計画どおり事業を行うべき旨を文書により指導し、その指導に従わない場合には、事業計画どおり事業を行うべき旨及び行わない場合には許可処分を取り消すことがある旨を勧告する。

（1） 事業計画に定められた転用事業の着手時期（期別の事業計画によるものにあつては、期別の転用事業の着手時期）から3か月以上経過してもなお転用事業に着手していない場合

（2） 事業計画に定められた事業期間の中間時点（期別の事業計画によるものにあ

っては、期別の転用事業の中間時点)において、転用事業に着手されているものの、その進捗度合が事業計画に定める中間時点における達成度合に比べておおむね3割以上遅れていると認められる場合

(3) 事業計画に定められた完了時期(期別の事業計画によるものにあつては、期別の転用事業の完了時期)から3か月以上経過してもなお転用事業が完了していない場合

2 委員会は、事業計画の変更を行えば、当初の転用目的を実現する見込みがあると認めるものについては、転用事業者に対し、前項の勧告に代えて第14条に定める転用目的の達成が可能な場合における事業計画の変更の手続を行うよう指導するものとする。

(地区担当委員等への報告)

第11条 事務局は、前2条による転用事業の促進措置を講じた場合には、地区担当委員等に報告するものとする。

(事業実施の勧告後の措置)

第12条 委員会は、第10条第1項による勧告を受けた者が、当該勧告の内容に従って事業計画の過半について工事を完了しない限り、新たに別の農地転用の許可申請があつても、当該許可申請に係る事業実施の確実性は極めて乏しいと認められることから、農地転用許可は行わないこととする。ただし、農地転用許可後において他法令による許可、認可等を要することとなった場合、埋蔵文化財が発見されその発掘を要することとなった場合、非常災害による場合等勧告を受けた者の責に帰することができないやむを得ない事情により事業計画に従った工事が遅延していると認められる場合には、この限りでない。

2 第10条第1項の規定による勧告を行った後も転用事業者が事業計画どおりに転用事業を行っていない場合において、当該転用事業を完了させる見込みがないと認められるときは、委員会は、法第51条第1項の規定による許可の取消しその他の処分を行うか否かについて検討する。なお、法第51条第1項の規定による許可の取消しその他の処分を行うことが困難又は不相当と認められる場合には、転用事業者に対し、当該処分に代えて次条に定める許可目的の達成が困難な場合における事業計画の変更の手続を行うよう指導するものとする。

(許可目的の達成が困難な場合における事業計画の変更)

第13条 委員会は、第9条及び第10条による転用事業の促進措置を講じてもなお許可目的を達成することが困難と認められる事業につき、法第51条第1項の規定による許可の取消し等の処分が困難又は不相当と認める場合において、転用事業者が許可目的の変更を希望するとき又は当該転用事業者に代わって当該許可に係る土地について転用を希望する承継事業者があるときは、次により処理するものとする。

(1) 事業計画の変更の承認

委員会は、転用事業者（承継事業者がある場合にあっては、転用事業者及び承継事業者の双方）に事業計画の変更の承認の申請を行わせ、当該申請が次の全てに該当するときは、これを承認することができる。

ア 農地転用許可の取消処分を行っても、その土地が旧所有者（転用事業者が所有権以外の権原に基づき転用事業に供されるものである場合にあっては、所有者。以下同じ。）によって農地等として効率的に利用されるとは認められないこと。

イ 許可目的の達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められること。

ウ 変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性又は必要性があると認められること。

エ 変更後の転用事業がその転用事業に従って実施されることが確実であると認められること。

オ 変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること。

カ アからオまでに掲げるもののほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められること。

(2) 事業計画の変更の承認の申請の手続

転用事業者は、第4条第1項の規定により事業計画の変更の承認の申請を行うものとする。

(転用目的の達成が可能な場合における事業計画の変更)

第14条 委員会は、第10条第2項により事業計画の変更を指導した事案又は転用事

業者が許可申請書に記載された事業計画等の変更を行えば転用目的を実現することができるものとして農地転用許可に係る事業計画の変更を希望している事案については、次により処理するものとする。

(1) 事業計画の変更の承認

委員会は、転用事業者に第4条第1項に規定する事業計画の変更の承認の申請を行わせ、前条第1号のアからカまでに掲げる事項の全てに該当するときは、これを承認することができる。

(2) 事業計画の変更の承認の申請の手続

転用事業者は、第4条第1項の規定により事業計画の変更の承認の申請を行うものとする。

(転用事業の進捗状況等の管理)

第15条 事務局は、転用事業の進捗状況等について管理するため、事業進捗状況管理表（別記様式第9号）を作成し、農地転用許可事案について、その概要を整理し、転用事業が完了するまでの間保存し、転用事業の進捗状況、事業進捗状況報告書の提出状況の把握及び提出の督促、事業計画に従った事業実施の指導・勧告等を行うに際してこれを活用するものとする。

(恒久転用した資材置場等に係る事業の実施状況の報告等)

第16条 転用目的が資材置場、駐車場等の建築物の建築等を伴わないもの（以下「資材置場等」という。）の恒久転用に係る転用事業者は、第7条の規定により工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに当該資材置場等に係る事業の実施状況を資材置場等事業実施状況報告書（別記様式第10号。以下この条において「報告書」という。）により委員会に報告しなければならない。

2 事務局は、報告書を確認し、現地確認をする必要があると認めるときは、地区担当委員等に事務局の職員が同行して現地確認を行うものとする。

3 委員会は、報告書による報告及び前項の現地確認において、転用事業地が事業計画とは異なる目的に使用されていると認める場合は、事務局で転用事業者から事情を聴取等した上で、法第51条第1項第4号に該当するか否かを確認し、該当する場合は同項の規定に基づく処分を検討するものとする。

4 委員会は、資材置場等に係る事業の実施状況等について管理するため、資材置場等事業実施状況管理表（別記様式第11号）を作成し、工事完了後の資材置場等に

ついて、その利用状況等を整理し、工事完了後3年間で終了するまでの間保存し、報告書の提出状況の把握及び提出の督促並びに現地確認を行うに際してこれを活用するものとする。

(その他)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に委員会の会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月17日農委要綱第9号)

この要綱は、令和4年5月18日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日農委要綱第5号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年10月10日農委要綱第12号)

この要綱は、令和6年10月10日から施行する。

附 則 (令和6年12月10日農委要綱第18号)

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日農委要綱第5号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年7月1日農委要綱第8号)

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

附 則 (令和8年2月10日農委要綱第2号)

この要綱は、令和8年2月10日から施行する。

住所
氏名 様

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けをもって農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項の規定による許可申請があった農地についての転用は下記により許可します。

記

1 当事者の氏名等

申請人 住所
氏名

2 許可する土地

番号	所在・地番	地目		面積（㎡）	備考
		登記簿	現況		

3 転用目的

4 条件

- (1) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- (2) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を、また、許可に係る工事が完了したときはその旨をそれぞれ遅滞なく報告すること。
[一時的な利用の場合]
- (3) 申請書に記載された工事の完了日までに農地に復元すること。
[資材置場、駐車場等の建築物の建築等を伴わない恒久転用の場合]
- (4) 工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復等の措置を講ずべきことを命ずることがあります。

住所
氏名 様

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けをもって農地法（昭和27年法律第229号）第5条第1項の規定による許可申請があった農地（採草放牧地）についての転用は下記により許可します。

記

1 当事者の氏名等

譲渡人（設定者） 住所
氏名
譲受人（被設定者） 住所
氏名

2 許可する土地

番号	所在・地番	地目		面積（㎡）	備考
		登記簿	現況		
権利の種類及び設定又は移転の別					

3 転用目的

4 条件

- (1) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
 - (2) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を、また、許可に係る工事が完了したときはその旨をそれぞれ遅滞なく報告すること。
[一時的な利用の場合]
 - (3) 申請書に記載された工事の完了日までに農地（採草放牧地）に復元すること。
[資材置場、駐車場等の建築物の建築等を伴わない恒久転用の場合]
 - (4) 工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること。
- (注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復等の措置を講ずべきことを命ずることがあります。

農地転用許可済標識	
1 許可年月日（番号）	年 月 日 (指令周農委 条許可第 号)
2 許可を受けた農地	所在・地番 面積
4 転用の目的	
3 許可を受けた者 (転用事業を行う者)	住所 氏名 連絡先
周南市農業委員会	

(注意事項)

- 1 標識は、許可を受けた土地の公道に面した場所又は公衆の見やすい場所に、地上より1m位以上の高さに掲示すること。
- 2 許可のあった事業計画に従って転用が達成されるまで掲示すること。
- 3 許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく周南市農業委員会に返却すること。

事業計画変更承認申請書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

申請者 住所
氏名
電話番号

住所
氏名
電話番号

代理人 資格
住所
氏名
電話番号

下記のとおり農地転用等の事業計画の変更の承認を受けたいので、周南市農業委員会農地転用許可後の転用事業の進捗に関する要綱（令和4年周南市農業委員会要綱第1号）第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

許可の年月日及び番号	年 月 日 指令周農委 条許可第 号					
変更の区分	目的の変更 事業の承継 期間延長 その他（ ）					
土地の表示	大字	字	地番	地目		面積 m ²
				登記簿	現況	
変更前の事業の進捗状況						
変更の内容	区分	変更前		変更後		
	目的又は用途					
	事業実施者					
	工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで		
	施設等の概要					
計画の所要面積	m ²		m ²			
変更の理由						
その他参考となるべき事項						

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入すること。
- 2 代理人は、法定代理人にあっては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。任意代理人にあっては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。
- 3 事業の承継により事業計画を変更する場合は、当事者が連署して申請すること。
- 4 「変更の区分」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 5 「変更の内容」欄の「施設等の概要」欄は、施設等の名称、棟数、1棟当たりの建築面積、総建築面積等を記入すること。
- 6 変更後の事業の内容を説明するために必要な書類を添付すること。

別記様式第5号（第4条関係）

指令周農委 条許可第 号の
年 月 日

住所
氏名 様

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けで申請のありました農地転用等の事業計画の変更については、承認しましたので、周南市農業委員会農地転用許可後の転用事業の進捗に関する要綱（令和4年周南市農業委員会要綱第1号）第4条第4項の規定により承認指令書を交付します。

	番号	所在・地番	地目		面積（㎡）	備考
			登記簿	現況		
土地の表示等						
当初許可年月日（番号）		年 月 日（指令周農委 条許可第 号）				
計画変更の区分						

許 可 取 消 申 請 書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

申請者
住所
氏名
電話番号

代理人
資格
住所
氏名
電話番号

下記のとおり 農 地 の 転 用 の許可の取消しを受けたいので、周南市農業委員会農地転用許可後の転用事業の進捗に関する要綱（令和4年周南市農業委員会要綱第1号）第5条第1項の規定により申請します。

記

許可の年月日 及び番号	年 月 日 指令周農委 条許可第 号					
	大字	字	地番	地目		面積 m ²
土地の表示				登記簿	現況	
目的又は用途						
取消しの理由						

添付書類

- 1 農地転用の許可指令書
 - 2 土地の登記事項証明書（発行後3月以内の全部事項証明書）
- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入すること。
- 2 代理人は、法定代理人にあっては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。任意代理人にあっては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。
- 3 農地等の転用のための権利移動の許可の取消しを受けようとする場合は、当事者が連署して申請すること。
- 4 「農地の転用」又は「農地等の転用のための権利移動」を○で囲むこと。

別記様式第6号の2（第5条関係）

指令周農委4条許可第 号の
年 月 日

住所

氏名 様

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けで申請のあった、年 月 日付け指令周農委4条許可第 号をもってした農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項の規定による農地の転用の許可の取消しについては、周南市農業委員会農地転用許可後の転用事業の進捗に関する要綱（令和4年周南市農業委員会要綱第1号）第5条第4項の規定により、下記のとおり決定したので、許可処分の取消指令書を交付します。

記

1 当事者の氏名等

申請人 住所

氏名

2 許可を取り消す土地

番号	所在・地番	地 目		面積（㎡）	備 考
		登記簿	現況		

別記様式第6号の3（第5条関係）

指令周農委5条許可第 号の
年 月 日

住所

氏名 様

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けで申請のあった、年 月 日付け指令周農委5条許可第 号をもってした農地法（昭和27年法律第229号）第5条第1項の規定による農地（採草放牧地）の転用のための権利移動の許可の取消しについては、周南市農業委員会農地転用許可後の転用事業の進捗に関する要綱（令和4年周南市農業委員会要綱第1号）第5条第4項の規定により、下記のとおり決定したので、許可処分取消指令書を交付します。

記

1 当事者の氏名等

譲渡人（設定者） 住所
氏名

譲受人（被設定者）住所
氏名

2 許可を取り消す土地

番号	所在・地番	地 目		面積（㎡）	備 考
		登記簿	現況		

別記様式第7号（第6条、第7条、第8条、第9条、第15条関係）

事業進捗状況報告書
完了

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

報告者 住所
氏名
電話番号

代理人 資格
住所
氏名
電話番号

下記のとおり農地転用等の事業を 実施している ので、周南市農業委員会農地転用許可後の転用
完了した

事業の進捗に関する要綱（令和4年周南市農業委員会要綱第1号） 第6条 第7条 の規定により、その状
況を報告します。

記

許可の年月日 及び番号	年 月 日 指令周農委 条許可第 号			
転用の場所				
転用に係る 土地の面積	田	畑	採草放牧地	計
	m ²	m ²	m ²	m ²
目的又は用途				
施設等の概要	名 称	施設等の数	進捗状況及び進捗率	
工事完了 (予定)年月日	年 月 日			
事業完了時 のみ記入	一時転用 完了後	農地への復元の状況		
		土地所有者への引渡し (農地法第4条は不要)	済・予定 (年 月 日)	
	不動産 登記	地目変更登記 (一時転用は不要)	済・予定 (年 月 日) ・しない	
		所有権移転登記等 (農地法第4条は不要)	済・予定 (年 月 日) ・しない 所有権の移転・賃借権の設定・その他 ()	

添付書類

事業の実施状況を示す写真

- 注 1 報告者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入すること。
- 2 代理人は、法定代理人にあっては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。任意代理人にあっては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。
- 3 報告書は、「進捗状況」又は「完了」のいずれかを○で囲み、事業進捗状況報告書は「実施している」及び「第6条」を、事業完了報告書は「完了した」及び「第7条」をそれぞれ○で囲むこと。
- 4 「事業完了時のみ記入」は、事業完了報告書を作成する場合に記入すること。
- (1) 「一時転用完了後」は、一時転用の場合に記入すること。
- ア 「農地への復元の状況」欄には、復元後の農地の現状を記入すること。
- イ 「土地所有者への引渡し」欄は、農地法第4条の場合は記入不要とし、「済」又は「予定」のいずれかを○で囲み、引き渡した日付又は予定日を記入すること。
- (2) 「不動産登記」は、恒久転用の場合に記入すること。
- ア 「地目変更登記の状況」欄は、一時転用の場合は記入不要とし、「済」、「予定」又は「しない」のいずれかを○で囲み、変更登記した日付又は予定日を記入すること。
- 上記の「しない」は、分筆せずに一筆の土地の一部を転用することで、地目変更登記ができない場合などであること。
- イ 「所有権移転登記等」欄は、農地法第4条の場合は記入不要とし、「済」、「予定」又は「しない」のいずれかを○で囲み、登記した日付又は予定日を記入した上で、登記の内容について該当するものを○で囲み、その他の場合は（ ）内にその権利・物権変動を記入すること。
- 上記の「しない」は、分筆せずに一筆の土地の一部を転用することで、所有権移転登記ができない場合などであること。

事業進捗状況等確認書

年 月 日

地区担当委員等氏名

年 月 日付けの指令周農委 条許可第 号の土地に係る事業の進捗状況は、下記のとおりであることを 年 月 日に確認したので、報告します。

記

転用の場所			
現 地 確 認	<input type="checkbox"/> 報告書に基づく確認	<input type="checkbox"/> 年 月 日付け 事業進捗状況報告書	<input type="checkbox"/> 報告どおり進捗している。 (全体での進捗率 %) <input type="checkbox"/> 進捗していない。 内容：
		<input type="checkbox"/> 年 月 日付け 事業完了報告書	<input type="checkbox"/> 報告どおり完了している。 <input type="checkbox"/> 完了していない。 内容：
			(一時転用の場合の農地復元の状況) <input type="checkbox"/> 報告どおり農地へ復元されている。 <input type="checkbox"/> 復元されていない。 内容：
	<input type="checkbox"/> 適宜の確認	<input type="checkbox"/> 事業計画の着手時期から3か月以上経過してもなお転用事業に着手していない。 <input type="checkbox"/> 事業計画の中間時点において、おおむね3割以上遅れている。 <input type="checkbox"/> 事業計画の完了時期から3か月以上経過してもなお転用事業が完了していない。 <input type="checkbox"/> 転用事業が完了しているにもかかわらず、事務局より事業完了報告書の送付がない。 <input type="checkbox"/> 事業計画どおり転用事業が行われていない。 内容：	

- 注 1 該当する項目にチェック☑すること。
 2 進捗していない、完了していない、復元されていない又は事業計画どおり転用事業が行われていない場合は、その内容を記入すること。
 3 転用完了の確認は、次の基準によること。

《農地転用の確認の基準》

種類	条件	
	個別事項	共通事項
住宅	外観ができ、専用住宅と確認できること。	転用目的どおり使用されていること。 建蔽率 22 パーセント以上を満たしていること（専用住宅の場合は建築物のみで 22 パーセント以上。他法令による制限を超えないこと。）。 農地との境に見切りがあること。
集合住宅	外観ができ、集合住宅として用途が確認できること（駐輪場設置は認める。）。	
宅地分譲	水道が敷設してあること。	
建売住宅	外観ができ、専用住宅と確認できること。	
駐車場	使用状況が確認でき、申請又は届出時の台数と同じ台数分の柵（ロープ、白線等）があること。	
資材置場	建築物・工作物がないこと。 許可又は届出どおりの資材を置いて使用されている状態であること。	
店舗・工場	看板が設置され、陳列ケース・機械等の附帯設備が並び、店舗・工場として確認できること。	
農業用施設	外観ができ、建物の用途が農業用であると確認できること。 倉庫・物置に農業用の資材が入っていること。	
露天農作業場	農業用作業場として転用の状態が確認できること。	
太陽光発電施設	太陽光発電設備及び外周フェンス、標識等の設置が確認できること。	
一時転用された土地	4の《農地への復元基準》によること。	

- 4 「一時転用の場合の農地復元の状況」の確認は、次の基準によること。

《農地への復元基準》

<p>現に耕作が開始されている、あるいは、おおむね次に掲げる条件を満たし、いつでも耕作できる状態にあると確認できること。</p> <p>(1) 地固め（地面をならして固くすることをいう。）がされていないこと。</p> <p>(2) おおよそぶし大の石が見られないこと。</p> <p>(3) 一団の碎石等が敷かれていないこと。</p> <p>(4) 轍（わだち）がないこと。</p> <p>(5) 苗木を植えた場合、根付いていること。</p> <p>(6) 苗木を植えた場合、土地の広さに対して十分な本数が植えられていること。</p> <p>(7) その他、農地へ復元されていると判断できる状態にあること。</p>

事業進捗状況管理表
（ 年1月～12月受付分）

（ 第4条許可 ・ 5条許可申請 ）

___頁

番号	受付 年月日	許可・ 不許可	許可 不許可 年月日	取消 年月日	変更 年月日	土地の所地 ・ 地 番	転用面積 (㎡)	転 用 事業者名	一時 ・ 恒久	工事の計画期間		進捗報告			完了 報 告	備 考
										着手	完了	第1回	第2回	・・・		
1												年月日 進捗率 %	年月日 進捗率 %			
2																
3																
4																
5																
}																

（記載要領）

- 1 本表は、毎年1月1日から12月31日までに許可申請を受け付けた農地転用事案について作成する。
- 2 種別（4条許可申請、5条許可申請）のいずれかを○で囲み、その種別ごとに作成する。
- 3 番号は、許可申請書の受付番号（許可申請の受付時点での暦年による一連番号をいう。）であり、この番号が許可指令書又は不許可指令書の指令番号の番号となる。
- 4 「一時・恒久」欄は、一時転用の場合は「一時」、恒久転用の場合は「恒久」と記載する。
- 5 「進捗報告」欄には、許可条件に基づき報告される進捗状況について、報告のあった都度、報告年月日及び進捗率を記載する。
また、許可条件に基づき転用事業の完了報告が行われるまで、「進捗報告」欄に「第○回」の列を追加する。
- 6 「備考」欄には、事業計画どおりに転用事業が完了しない場合の是正指導の実施状況を記載する。

別記様式第 10 号（第 16 条関係）

資材置場等事業実施状況報告書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

報告者 住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに

法人の名称、代表者の職名及び氏名）

電話番号

代理人 資格

住所

氏名

電話番号

下記のとおり恒久転用した資材置場等について、周南市農業委員会農地転用許可後の転用事業の進捗に関する要綱（令和 4 年周南市農業委員会要綱第 1 号）第 16 条第 1 項の規定により、その事業の実施状況を報告します。

記

転用許可年月日	年 月 日	事業完了報告書 提出年月日	年 月 日	
許可番号	指令周農委 条許可第 号			
転用した土地	所在・地番	登記簿地目	面積(m ²)	所有者
事業 計画	目的又は用途			
	施設等の概要			
	利用計画			

今回 の 報 告	現在の施設 等の状況	(現況写真を添付)
	6 か月間の 利用状況	

注意事項

- 1 この報告書は、転用目的が資材置場、駐車場等の建築物の建築等を伴わないもの（以下「資材置場等」という。）の恒久転用に係る工事が完了した後、転用目的どおり十分な利用がされているか、事業計画とは異なる目的に使用されていないか等の確認を行うため、当該資材置場等に係る事業の実施状況について、報告を求めるものであること。
- 2 この報告書は、工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに委員会に提出しなければならないこと。
- 3 委員会は、この報告書の提出を受けたときは、必要に応じて現地確認を行うものであること。
- 4 この報告書及び現地確認において、転用した土地が許可のあった事業計画とは異なる目的に使用されている場合は、転用事業者（報告者）から事情を聴取等した上で、農地法（昭和27年法律第229号）第51条第1項第4号に該当しているかどうかを確認し、該当する場合は同項の規定に基づく処分を検討するものとする。

記載要領

- 1 「転用許可年月日」欄及び「許可番号」欄は、許可指令書（許可する旨を通知した文書）から記載すること。
- 2 「事業完了報告書提出年月日」欄は、転用事業が完了したことを委員会に報告した日付を記載すること。
- 3 「転用した土地」には、転用が完了した土地（＝許可指令書の「許可する土地」）について、所在・地番、登記簿地目、面積及び所有者を記載すること。
- 4 「登記簿地目」欄は、転用により地目変更した後の登記簿地目を記載すること。
- 5 「事業計画」欄の「目的又は用途」欄及び「施設等の概要」欄は、許可申請書の中のそれぞれの項目を記載し、「利用計画」欄は、許可申請書に添付された利用計画書の中の利用計画を記載（概略で可）すること。
- 6 1から5は、毎回の報告において共通するものであること。
- 7 「今回の報告」欄の「現在の施設等の状況」欄は、今回の報告時における資材置場等の状況を記載すること。
- 8 「6か月間の利用状況」欄は、直近6か月間における資材置場等の利用状況を記載すること。
- 9 7及び8は、6か月ごとの報告においてそれぞれ記載するものであること。

添付書類

- 1 現況写真（利用の状況が分かるように多方向から数か所を撮影した写真）
- 2 その他利用状況が確認できる書類

注 法定代理人は、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。任意代理人は、その資格を記載の上、委任状を添付すること。

別記様式第 11 号（第 16 条関係）

資材置場等事業実施状況管理表

転用許可年月日	年 月 日	事業完了報告書 提出年月日	年 月 日
許可番号	指令周農委 条許可第 号		
転用した土地	所在・地番	登記簿地目	面積(m ²)
事業 計画	目的又は用途		
	施設等の概要		
	利用計画		
転用 事業者	住 所		
	氏 名		
	電話番号		

報告	報告書提出予定日	提出督促年月日	報告書提出年月日	現地確認年月日
	現在の施設等の状況・6か月間の利用状況・現地確認の状況			
第1回	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第2回	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第3回	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第4回	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第5回	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第6回	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

※毎回の報告書をあわせてとじること。

注意事項

- 1 この管理表は、転用目的が資材置場、駐車場等の建築物の建築等を伴わないもの（以下「資材置場等」という。）の恒久転用に係る工事が完了した後、転用目的どおり十分な利用がされているか、事業計画とは異なる目的に使用されていないか等の確認を行うため、6か月ごとに転用事業者から提出される資材置場等事業実施状況報告書（以下「報告書」という。）に記載された資材置場等の事業の利用状況等を整理するとともに、毎回の報告書の提出状況の把握及び提出の督促並びに現地確認の実施について管理するものであること。
- 2 この管理表は、転用事業者から転用事業の完了の報告があったときに作成すること。
- 3 この管理表の作成とあわせて、許可申請書並びに許可申請書に添付された位置図、付近見取図、事業計画書、土地利用計画図等を複写し、管理表の後ろにまとめておくこと。
- 4 毎回提出される報告書は、管理表の後ろにとじておくこと。

記載要領等

- 1 「転用許可年月日」欄から「事業計画」欄の「利用計画」欄までは、別記様式第10号の記載要領1から5に記載のとおりであること。
- 2 「転用事業者」欄の「住所」欄、「氏名」欄及び「電話番号」欄は、許可申請書から記載すること。
- 3 第1回から第6回までの「報告書提出予定日」欄には、事業完了報告書提出年月日から算出した6か月ごとのそれぞれの日付を記載すること。
- 4 1から3は、管理表を作成したときに記載しておくこと。
- 5 報告書の提出があったら、提出のあった日付を「報告書提出年月日」欄に、報告書の中の現在の施設等の状況及び6か月間の利用状況を要約して「現在の施設等の状況・6か月間の利用状況・現地確認の状況」欄に記載すること。
- 6 報告書提出予定日を過ぎても報告書が提出されないときは、転用事業者に報告書の提出を督促し、督促した日付を「提出督促年月日」欄に記載すること。
- 7 必要に応じて現地確認を行ったときは、その日付を「現地確認年月日」欄に、その概要を「現在の施設等の状況・6か月間の利用状況・現地確認の状況」欄に記載すること。